

交通事故に  
遭った際の

～健康保険にご加入の皆さまへ～

# 健康保険の届出手続き サポートについて

交通事故(労災保険の給付対象となるものを除く)の被害に遭い、健康保険証を提示して医療機関に掛かった際は、加入する健康保険組合へ「第三者行為による傷病届」等の提出が必要となります。相手側または自分が示談代行サービス等が附帯された任意保険・任意共済等に加入している場合、担当する損害保険会社・共済団体等がその届出書類の作成を支援する取り組みが行われています。

## ○届出手続きサポートのイメージ

今まで、被害者側が行っていた届出書の作成・提出の負担が軽減され、手続きがスムーズになります！

①通院・入院  
(保険証提示)

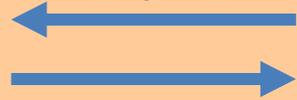


医療機関



被害者  
(被保険者・  
被扶養者)

②傷病届作成  
サポート



③傷病届の内容  
の確認・承認



損害保険会社  
共済団体等

④傷病届等の  
送付



被害者加入の  
健康保険組合

※警察への届け・相手側との示談・補償金の支払い等の流れは除いています。

## ■「交通事故でも健康保険が使えます！」

### 《自由診療と保険診療》

交通事故でのケガの治療には、次の2とおりの受診方法があります。

#### ○自由診療(各医療機関が任意に治療費の基準を定める)

全額自費で治療を受け、その費用を被害者が全額加害者に請求します。

#### ○保険診療(治療費の基準は全国統一)

保険証を提示して治療を受け、自己負担(原則3割分)については被害者が加害者に請求します。7割分については、後日、健康保険組合が加害者に請求します。

交通事故でケガをしたときの治療費は、原則として加害者(加害者が加入する損害保険会社、共済団体等)が支払うべきものです。しかし、「かかった治療費は最終的には全て加害者が負担するのだから」と全額自費で治療(自由診療)を受けた場合、その費用は保険診療よりも一般的に割高となります。また、交通事故では被害者に過失が発生していることも多く、治療費も過失相殺の対象になるので、治療費が高額だと被害者の負担も大きくなります。このような場合、保険診療により治療費が低額に抑えられれば、被害者の負担も軽く済み、結果とし被害者に有利になります。

現代の「車社会」では被害者がいつ加害者になるかわかりません。

交通事故で健康保険を使うことは、「被害者救済」・「加害者救済」双方の面でメリットがあるといえるのです。

## ■提出書類について

届出書類名	提出までの流れ
①第三者行為による傷病届	損害保険会社、共済団体等が書類作成のサポートを行い、被害者(被保険者・被扶養者)はその内容確認をした上で、被保険者が署名・捺印。被害者加入の健康保険組合へ損害保険会社・共済団体等から送付(届出者名は被保険者)。 ※③は被害者(被保険者)の署名・捺印のみ。 ※④のうち理由書は交通事故証明書を手不能の場合のみ。
②事故発生状況報告書	
③診療報酬明細書の写しの送付および損害保険会社への照会に対する同意書	
④交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書	

※書類作成は損害保険会社・共済団体等がサポートしますが、あくまで被害者の主張どおりに記載がなされます。また、提出前に必ず内容確認のうえ被保険者の署名・捺印を行ってから健康保険組合へ送付されます。詳しくはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。